

前5世紀末アテナイにおける内乱と和解

社会への外国人の関与をめぐる

篠原道法

1 はじめに

前5世紀末のアテナイは内乱状態に陥っていた。ギリシア社会における覇権をめぐるアテナイとスパルタの対立を発端として前431年に始まったペロポネソス戦争は、前404年、アテナイの降伏という形で幕を閉じる。同年秋には、スパルタの影響の下、「三十人」と呼ばれる市民を中核とした寡頭政である「三十人」政権が成立する。この政権は、市民、外国人を問わず反寡頭的と判断した人々の財産没収や処刑を行ったため、恐怖政治の様相を呈していた。こうした状況を受けて、翌年の前403年初めに、トラシュブロスを中心とした民衆派——ペイライエウスを拠点としたことから、後にペイライエウス派と呼ばれる——が政権に反旗を翻し、アテナイは内戦に突入する。「三十人」は、度重なる敗退により、政権時に参政権を認められ「三十人」と共に中心市に留まっていた市民——中心市を拠点としたがゆえに市内派と呼ばれる——に解任されてエレウシスに退去するが、戦いはペイライエウス派と市内派の間で引き続き行われた。同年夏、スパルタ王パウサニアスの介入により、ペイライエウス派と市内派との間で、「内乱時における『三十人』以外の市民の行為は思い出さないこと」という規定を盛り込んだ和解が成立して、民主政が復活する。そして前401年の秋には、「三十人」と共にエレウシスに退いた市民との間にも和解が成立し、アテナイの再統合が完了する。⁽¹⁾

以上が、前5世紀末のアテナイにおける内乱からその終息に至る過程である。内乱後のア

(1) Arist. *Ath. Pol.* 39 と Lys. fr. 70.165.38-47 (OCT, 2007) が伝える情報を踏まえるならば、前403年の和解は、(i) 望む者は市民権を保持したままエレウシスに移住し、エレウシスの秘儀の際を除き、アテナイとエレウシスの住民は相互に行き交わないこと、(2) 「三十人」政権の中核メンバーの場合を除き、過去を「思い出さないこと」とするが、政権の中核メンバーも執務審査を経ればこの条項が適用されること、(3) 借り受けた戦費の返済は双方が担うこと、(4) 政権時に没収された財産については、不動産は元の所有者に返却し、動産のうち売却されたものは購入者に属し、未売却の物は元の所有者に返却すること、という条項から成っていた。前401年の和解でも(2)の規定が用いられた(Xen. *Hell.* 2.4.43)。また(4)の規定をめぐるのは、桜井万里子「前四〇三年の『和解協定』をめぐる」『古代ギリシア社会史研究——宗教・女性・他者——』岩波書店、1996年a、319-334頁を参照。なお本稿で用いる資料の略記法は、*The Oxford Classical Dictionary* (Forth Edition) に準拠する。

テナイで和解はよく遵守されたと同時代人が伝えており、それゆえに現在に至るまで、大赦⁽²⁾ (amnesty)⁽³⁾ の記念碑的な事例としてこの和解に大きな関心が払われている。これに対し、本稿で特に注目したいのは、次章で詳しく述べるように、政権の犠牲者や民主政復活の立役者として、外国人が内乱から和解に至るまでに大きく関わっていた事実である。

伝統的に、ポリスの一つであるアテナイは、前 451/0 年に成立し、市民を両親ともにアテナイ人である者に制限したペリクレスの市民権法⁽⁴⁾ を大きな根拠の一つとして、外部に対して閉鎖的な社会と理解されてきた。しかしながら近年、こうした法制上の枠組みからのみでは社会のあり方を十分に把握することはできないとして伝統的な理解に疑問を呈する立場からの見直しが進んでいる⁽⁵⁾。前 5 世紀末アテナイにおける内乱から和解に至る過程に外国人が関わりを持っていた事実に注目し、それに対して市民団がどのように対応したのか、あるいは、それは社会のあり方にいかなる影響を与えたのかを問うことは、かかる見直しにとって、大きな手掛かりとなるのではないだろうか。

そこで本稿では、前 5 世紀末アテナイにおける内乱後の和解のあり方について、外国人に注目する立場から検討をしたい。これによって、アテナイ社会への外国人の関与のあり方の一端を明らかにし、伝統的に閉鎖性が強調されがちであったアテナイ、延いてはポリス社会を再考するための一助としたい。

2 研究動向

本章では、まず前 5 世紀末における内乱後の和解に関する研究動向を概観する。続いて、その中で外国人の問題がいかに論じられているのかを明らかにし、その問題点を指摘することによって、本稿の研究の方向性を示したい。

和解については、これまで、その成功の要因をめぐって、当時の政治動向、社会・経済状況、

(2) And. 1.140; Lys. 2.61-65; Isoc. 7.62-70; Xen. *Hell.* 2.4.43; Pl. *Menex.* 243e-244b; cf. Arist. *Ath. Pol.* 40.2-4.

(3) amnesty は、ギリシア語で「思い出さないこと」を意味する名詞 *amnēstia* に由来する。

(4) ex. N. Loraux, *The Divided City: On Memory and Forgetting in Ancient Athens*, C. Pache and J. Fort (trans.), New York, 2001. また、*TAPA* 132-1, 2002 でこの問題について特集が組まれたことも記憶に新しい。

(5) Arist. *Ath. Pol.* 26.4.

(6) ex. 古山正人・本村凌二「地中海世界と古典文明」権山紘一他編『地中海世界と古典文明（岩波講座世界歴史 4）』岩波書店、1998 年、18 頁、伊藤貞夫・周藤芳幸「古典古代史を学ぶために」伊藤貞夫編著『古典古代の歴史』放送大学教育振興会、2000 年、40-42 頁。

(7) ex. 桜井万里子『ソクラテスの隣人たち——アテナイにおける市民と非市民——』山川出版社、1997 年；G. Bakewell, 'Eunous kai Polei Sotepios/ Metroikos: Metics, Tragedy, and Civic Ideology,' *Syllecta Classica* 10, 1999, pp. 43-64; E. E. Cohen, *The Athenian Nation*, Princeton, 2000; K. Vlassopoulos, *Unthinking the Greek Polis: Ancient Greek History beyond Eurocentrism*, Cambridge, 2007; 拙稿「古典期アテナイにおける住民概念としてのアストス——成員の閉鎖性をめぐって——」『史林』92-5、2009 年、1-33 頁。

和解の条項自体の拘束力など、様々な観点から論じられてきた。⁽⁸⁾しかしながら、和解成立の状況自体に直接言及する同時代史料の少なさも、いずれの主張も推測の域を出ていないのが現状である。そもそも、内乱の時代を生きた在留外国人——メトイコス——であるリュシアスの手による内乱後の弁論 27 (オリュンピア祭での弁論である第 33 弁論を除く) の内、18 弁論が内乱の過去に言及している事実は、たとえ和解に対する合意が前 403 年の時点で形成されていたとしても、その中核をなす「思い出さないこと」という規定にもかかわらず、その後しばらくは内乱の過去をめぐって遺恨が色濃くあったことを窺わせる⁽⁹⁾ (53 頁の表を参照)。かかる事実に鑑みるならば、真の意味での和解の達成には長い時間を要したのであり、和解を決定的に成功へと導くような何らか一つの要因を想定することは難しいと思われる。むしろ和解は、様々な訴訟を通じて内乱期における出来事が繰り返し「思い出される」中で、徐々に実質化していった現在進行形のプロセスと考える必要があるのではないだろうか。⁽¹⁰⁾

近年、こうした点を踏まえて、要因というよりはむしろプロセスに注目する立場から和解にアプローチする研究が出てきている。例えばウォルパートは、内乱後の弁論では、ペイライエウス派との対立軸にはあくまで「三十人」が存在しており、「三十人」をスケープゴートにして、彼らがエレウシスに退いた後もペイライエウス派と対立していたはずの市内派の存在を覆い隠す形で内乱の過去が語られていたとし、そうした内部の対立を隠す形での過去の共有が市民団の再統合を促し、結果として和解の実質化に大きな役割を果たしたと論じる。⁽¹¹⁾

また栗原は、ウォルパートが指摘するような市内派の存在の隠ぺいは、和解後のごく初期の弁論に限られており、むしろ、内乱後 20 年の間に新たな市民像が模索される中で、和解をめ

(8) 和解成功の要因をめぐる研究状況については、ウォルパートのまとめ (A. Wolpert, 'Lysias 18 and Athenian Memory of Civic War', *TAPA* 132-1, 2002, pp. 112-114) が有用である。ウォルパートによれば、まず政治動向に注目した説明では、とりわけ内乱に対するスパルタによる介入の可能性が市民に和解を遵守させたことが強調される (ex. P. Funke, *Homonoia und Archē: Athen und die griechische Staatenwelt vom Ende des peloponnesischen Krieges bis zum Königfrieden*, Wiesbaden, 1980, pp. 12-14, 69)。次に社会・経済状況に注目した説明では、内乱後、疲弊した多くのアテナイ人が市民生活から身を引くようになっていたことや、ペイライエウス派側についた貧しい市民の人口の低下が、彼らによる復讐の要求が激しくなることを妨げたことが指摘される (ex. C. Mossé, *Athens in Decline, 404-386 B.C.*, J. Stewart (trans.), London, 1973, pp. 16-20, 30)。最後に、和解自体に注目した説明では、和解の条項が、市民間の敵愾心を抑圧したことや、違法提案に対する公訴 (グラフィエ・バラノモン) という法的手順により強化されたことが言及される (ex. T. Loening, *The Reconciliation Agreement of 403/402 B.C. in Athens: Its Content and Application*, Stuttgart, p. 149; M. Ostwald, *From Popular Sovereignty to the Sovereignty of Law: Law, Society and Politics in Fifth-Century Athens*, Berkeley, 1986, p. 497)。

(9) 『エウアンドロスの資格審査について』(Lys. 26 [前 382 年]) が、内乱時における訴訟当事者の行為に言及した最も遅い事例である。この事実から、少なくとも 20 年に渡って、内乱に関する記憶が法廷において想起されていたことが分かる。

(10) こうした視角の有効性については、瀆神罪に関するコーエンの研究 (D. Cohen, *Law, Sexuality and Society: The Enforcement of Morals in Classical Athens*, Cambridge, 1991) が示唆的である。コーエンは、瀆神罪の法律上の定義はあいまいさを有していたため、法自体というよりも、裁判人である市民による判決こそが瀆神罪を定義する側面を持っていたことを指摘している。これと同様に、内乱時における人々の行為が訴訟において取り上げられ、和解のあり方が繰り返し問題化されるプロセスを通じて、和解も明確さを帯びたと考えることができるように思われる。

(11) Wolpert, op. cit., pp. 117-124.

ぐる言説は、徐々にその規定に沿う形に変化していったことを指摘する。⁽¹²⁾ それによれば、当初市内派の存在は無視されていたが、その後、市内派は「三十人」を中心とした急進派と、やむをえず市内に留まった穏健派との間で区別立てがなされて、後者の民衆派への再統合が試みられるようになり、最終的には、穏健派であった人々の中にも、公共奉仕や軍役による市民としての最低限の義務を果たすだけでなく、⁽¹³⁾ 評議員など形での積極的な市民権の行使を条件付きで認めていこうとする論理が登場するという。

次章でも言及するように、内乱後の弁論にはしばしば市内派への言及が登場する点を踏まえるならば、ウォルパートよりも栗原の研究の方が説得力があると思われる。だが、いずれにせよ近年、彼らのように、内乱の過去の語りや、それと軌を一にして行われた新たな市民像の模索のあり方から、内乱後の和解のプロセスを明らかにしようとする試みにより、和解の理解が深まっていることは間違いのないだろう。⁽¹⁴⁾ それでは、こうした研究の流れの中で、外国人はどのように扱われてきたのだろうか。

すでに述べたように、政権の犠牲者や民主政復活の立役者として、彼らは内乱から和解に至るまでの過程に大きく関与していた。例えば弁論家であるリュシ阿斯は、「三十人」政権下において財産を没収され、命からがら亡命したのだが、その後、トラシュブロスを中心とする民衆派が政権の打倒を目指してアテナイに戻ろうとした際に、彼らに対して様々な支援を行っており、彼自身が2000ドラクマと200の盾、300名の傭兵隊を提供した上で、友人のエリス人に2タラントンのお金を提供するように説得したことが伝えられている。⁽¹⁵⁾ また前403年の内戦終結直後に、トラシュブロスの提案により、民主政の復興に貢献した外国人と奴隷に市民権を付与した決議——トラシュブロスの第一決議——では、1000名近くがその対象となっていたと推定されており、⁽¹⁶⁾ 和解に至るまでの過程に非常に多くの外国人が関わっていたことが分かる。⁽¹⁷⁾

近年、このような内乱終結への貢献により、外国人が和解のプロセスに少なからず関与したことが指摘されている。例えばバイクウェルは、和解直後には、外国人の貢献を踏まえて、彼らに関わる形でポリスのあり方が模索され、市民／非市民ではなく、「秩序正しい者」／「何

(12) 栗原麻子『『思い出さない』誓いをめぐって——前403年アテナイにおける和解儀礼——』『古代文化』62-1、2010年、66頁。

(13) 同上、66-67頁。

(14) ウォルパートと栗原以外の近年の研究では、シーアー (J. L. Shear, *Polis and Revolution: Responding to Oligarchy in Classical Athens*, Cambridge, 2011) が、彼らと同様に、和解を現在進行形のプロセスと見なす立場で、考古学的な観点から和解がいかにして構築されたのかを明らかにしようとしている。

(15) *Lys. fr. 70. 170. 163-171; Plut. X Or. 635F.*

(16) 桜井万里子「市民にとっての他者——その他者認識の変容とトラシュブロスの第一決議——」『古代ギリシア社会史研究——宗教・女性・他者——』岩波書店、1996年b、305頁；cf. M. J. Osborne, *Naturalization in Athens*, vol. 2, Brussel, 1982, pp. 35-43; RO 4. Commentary, pp. 25-26.

(17) 加えて、リュシ阿斯『アゴラトス告発』(Lys. 13 [前399年])は、桜井(桜井、前掲書、1997年、141、181-182頁)が指摘するように、原告側の意図に反して、この弁論で「三十人」政権側に与した被告として登場するアゴラトス(メトイコス)も、民衆派との間に密接な関係を持ち、彼らに強い親近感を持っていたことを伝えている。

でも欲することを為す者」という区別が重視されたことに言及する。⁽¹⁸⁾ また桜井は、他者認識の変容を扱った論文の中で、上記のトラシュブロスの第一決議からは、内乱の苦難を共にした外国人と民主政復興の喜びを分かち合い、この経験を踏まえて、市民以外の広範な層を市民共同体に包摂し、アテナイの再興を図ろうとした熱気を読み取れると主張する。⁽¹⁹⁾

だが、こうした和解への外国人の関わりを指摘する一方で、双方共に、それは一時的に過ぎなかったとも述べている。その根拠として示されているのが、前 403 年のアルキノスの訴えによる上述のトラシュブロスの第一決議の破棄に始まり、アリストフォンの提案によるペリクレスの市民権法の再制定、テオゾティデスの提案による市民の嫡子限定の、国庫での内乱時戦死者遺児扶養の決定に至る一連の民会決議である。これらの決議は、市民団が再び閉鎖性を強めていったことを示しており、桜井はそれによりポリスの新しい可能性が閉ざされたと指摘している。⁽²⁰⁾ 同様にシーアーは、民主政の復興に貢献した外国人の顕彰がアクロポリスに設置された事実に基づき、一時的には外国人が関与する形で内乱の過去の共有や新たなポリス像の模索がなされた可能性に言及しながらも、和解の実質化を理解するには特に、アゴラが内乱の記憶やポリス成員としてあるべき姿を求める市民の場として整備されていった点を重視している。⁽²¹⁾

一般に、和解は本質的にはあくまで市民団の問題であったかのように外国人の存在は看過されるか、⁽²²⁾ もしくは、彼らの関与が指摘されたとしても、上記のように、それは一時的であったと評価されている。だが、はたして、こうした理解にはどれほど妥当性があるのだろうか。確かに上述の一連の決議は、市民団の一体性の確保が和解の実質化にとって重要であったことを物語っていよう。だがこうした事実を持って、結局のところ、和解は市民団の問題であり、その実質化には市民団の一体性の確保のみが重要であったと判断するのは早計であろう。

トラシュブロスの第一決議が破棄された後、前 401/0 年には再度、彼の提案により、民主政復興に貢献した外国人に対して、以前の決議よりも市民権付与の対象が限定されるなど内容のグレードは落ちるものの、顕彰決議——トラシュブロスの第二決議——がなされる。⁽²³⁾ この事実は、市民団の一体性の確保を目的とした一連の決議の後も、市民と外国人の間で内乱の過去を共有し、閉鎖性とは異なる、外国人を含む形でのポリス成員像の模索が試みられ続けた可能性を示しているのではないだろうか。そもそも外国人が社会・経済的にアテナイにとって重要な存在であったのであり、⁽²⁴⁾ 内乱後の復興のことを思えば、彼らの存在を完全には無視することができなかつたと考えられる。それゆえに、20 年間にわたる内乱と和解をめぐる議論の中で、

(18) G. Bakewell, 'Lysias 12 and Lysias 31: Metics and Athenian Citizenship in the Aftermath of the Thirty,' *GRBS* 40-1, 1999, pp. 5-20.

(19) 桜井、前掲論文、1996 年 b、305-306 頁。

(20) 同上、308-310 頁。cf. Bakewell, *op. cit.*, pp. 20-21.

(21) Shear, *op. cit.*, pp. 263-285.

(22) ウォルパート (Wolpert, *op. cit.*) は外国人の存在に言及しておらず、また栗原 (栗原、前掲論文) は「市民性」の問題について議論している。

(23) RO 4.

(24) 例えば国家財政におけるメトイコスの重要性については、Xen. *Poroi* 2 を参照。

そうした試みがなされた可能性は十分に⁽²⁵⁾あろう。

以上の点を踏まえて、以下では、内乱後に展開された言説についてのまとまった史料であるリュシアスの弁論の分析を中心にして、内乱後の和解への外国人の関与のあり方について再考を行う。まず第3章では、内乱の過去の共有の問題を取り上げる。その際に注目するのは、内乱後のリュシアスの弁論に、「市民」と同時に、ポリス成員を表す概念としてしばしば登場する「多数派(*plētos*)」である。この概念は、内乱の過去の語りにおいてどのように用いられたのか、またそれを通じて、内乱と外国人との関係がいかに意識されたのかが議論の中心となろう。

続く第4章では、内乱後に模索された新しいポリス成員像のあり方について検討をする。ここでは、バイクウェルが注目した「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別を基準とした言説の再検討を中心とする。かかる言説を通じたポリス成員像の模索が内乱後の弁論でいかに行われ、それに外国人がどう関わったのか、そして新たな成員像への外国人の関与は、バイクウェルや桜井が指摘するように短期的であったわけではなく、その後のアテナイ社会のあり方にも影響を与え続けたのかどうかを分析することになる。

以上の考察によって、外国人の関与の観点から、内乱後の和解のプロセスについて検討する。それを通じて、ポリスへの外国人の関与のあり方の一端を明らかにしたい。

3 「多数派」概念の用例にみる内乱の過去の共有

(1) 議論の共通の枠組みとしての『「多数派」に対する距離』

内乱後のリュシアスの弁論をひも解く際に気付くのは、「多数派」という概念の使用頻度の高さである。内乱後の彼による27弁論の中、18弁論に55例、内乱直後の前5世紀末から前380年代末までの約20年間、継続的に登場する⁽²⁶⁾(53頁の表を参照)。この概念は、内乱後のリュシアスの弁論では特に、内乱時に「三十人」政権に抵抗した民衆派、またそれゆえに、民主政復興後のポリスの主体を指し示してしばしば用いられている。

まずはその一例を確認することにしよう。アテナイの要職である筆頭アルコン職の候補者となったエウアンドロスという市民の評議会での資格審査に際して、それに反対する者が行った弁論、『エウアンドロスの資格審査について』(前382年)の一節である。原告である市民は、「三十人」政権の経験を踏まえて、民主政を維持するために資格審査をおろそかにしてはならない理由について次のように述べている。

(25) これに関連して、時代も抱える状況も異なるものの、服部(服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決——儀礼・コミュニケーション・国制——」『史学雑誌』113-3、2004年、66頁)が、中世ヨーロッパにおける紛争解決に関する近年の研究動向を踏まえて、紛争解決の場が地域の社会的結合関係や権力秩序を変容させ、再編する可能性を持っていたことを指摘している点は興味深い。同様に、長きにわたる内乱と和解をめぐる議論の中で、市民団のみを対象とするのではなく、外国人をも含む形にポリス成員像が変容、再編された可能性も考えられるのではないだろうか。

(26) Lys. 2.66; 9.16, 17; 10.27; 12.42, 43, 49, 66, 67 (2例); 13.1 (2例), 2, 9, 10, 11, 16, 17, 48, 92; 14.1, 34; 16.13; 18.2, 4, 5, 6 (2例), 8 (2例), 9, 17, 22; 19.19; 24.25; 25.13, 18, 19, 28, 32; 26.9, 10, 12, 16; 27.2; 28.1, 13; 30.9, 15, 16; 31.8, 15, 18; 34.6; fr. 70.165.37.

それぞれが正しい職務を果たすことによって、国家とあなたがた「多数派」の安寧を得る⁽²⁷⁾ことができるのだから。(Lys. 26.9)

このように、「三十人」政権に抵抗した「多数派」がポリスの主体として認識されている。

とりわけここで重要なのは、この一節に続いて、内乱時に市内に留まった旧市内派の内、被告のエウアンドロスが「三十人」政権時に騎兵への登録を受けて実際に兵役に就いた事実が、彼が政権に与し「多数派」に悪事を為した人物で筆頭アルコンに相応しくない根拠とされていることである (Lys. 26.10)。つまり、内乱時に「三十人」政権に近く、「多数派」と距離をおいていたとみられることが、旧市内派である被告に対する批判の一つの形式をなしている⁽²⁸⁾。

上述の内乱時における「多数派」に対する距離の問題は、原告が旧市内派である被告を批判する場合だけではなく、後者が自らの立場を弁明する際にも取り上げられている。例えば、ポリスの役職の資格審査において、旧市内派であることを理由に異議申し立てを受けたある市民が行った弁論、『民主政破壊に対する弁明』(前 400 年前後)において、彼は、誰が寡頭政を望み、誰が民主政を望むのかを明らかにし、それに基づいて内乱時に市内に留まった自らの弁明を行うという方針を示して、次のように語る。

私は、その際に、民主政下でも寡頭政下でも、自らが為したことは、何らあなたがた「多数派」に悪意を持ってなされたものではない、ということを示すでしょう。(Lys. 25.7)

こう発言した後に彼は、市民としての自らが義務をいかに果たしていたのかを詳らかにして (Lys. 25.12-16)、自分が旧市内派ではあるものの、内乱時でも、「三十人」ではなく、「多数派」に近い存在であったことを明らかにしようとしている。つまり、原告側が示す『「多数派」に対する距離』という枠組みに乗る形で、自らの役職就任への正統性を主張しようとしているのである⁽²⁹⁾。

原告側も、このような「多数派」に近い旧市内派の存在を決して否定していない。先に取り上げた『エウアンドロスの資格審査について』でも、原告は、旧市内派もエウアンドロスのように「三十人」に忠実であった人ばかりではないことに触れて、次のように指摘している。

自分たち(旧ペイライエウス派)が国外に逃れられたのは、それ以外の者(旧市内派)のおかげだと人々は考えている。というのも、実際、全ての者が同じ考えだったら、亡命、

(27) 以下、史料の訳は著者による。() と [] は、それぞれ著者の説明、補いである。

(28) 被告側の弁論である『資格審査を受けるマンティテオスの弁明』(前 394-388 年の間)では、この弁論と同様に、「三十人」政権時における騎兵への登録が、政権に対する近しさを示しているとして、被告の評議員への就任の資格審査に対する原告側の異議の根拠の中心をなしていたことが示唆されている (Lys. 16.3-8)。

(29) 『資格審査を受けるマンティテオスの弁明』でも同様な主張がなされている (Lys. 16.12-18)。また『エウアンドロスの資格審査について』では、被告側がそうした主張を展開していたことに言及している (Lys. 26.3-4)。

帰国、その他あの時に起こったどんなことも生じることはなかつたろうから。

(Lys. 26.9-10)

このように、旧市内派にも、旧ペイライエウス派と共に「多数派」を主体とした民主政の復興に貢献した穏健派が存在するのであって、旧市内派を一まとめにして「三十人」に与したとは断じられないことを認めているのである。

穏健派に配慮した上で被告を批判するこうした原告の態度からは、内乱後、訴訟当事者の内乱時における「『多数派』に対する距離」を共通の議論の枠組みとして、市内派／ペイライエウス派という単純な二項対立とは別の形で、内乱の過去を語ろうとする動きがあったことを読み取れるように思われる。それは、栗原が指摘するように、旧市内派を穏健派と「三十人」に与した人々とに区別することによる、穏健派の「多数派」への再統合の試みの一端を示している⁽³⁰⁾。

勿論、こうした内乱の過去の語りは穏健派の「多数派」への再統合という問題に限定されているわけではない。同様な語りは、旧市内派を被告とはしない場合にも、原告・被告双方の弁論で確認できる。ある場合には、原告は、内乱時に「多数派」に協力しなかつたり彼らに不利な行動をとったりしたとして被告を批判し、またある場合には、被告側が、「多数派」と行動を共にしたり彼らに好意的な行動をとったりしていたことを自らの善良さを示す一つの根拠として、罪状に対する弁明を行っている⁽³¹⁾。これらの事実からは、旧市内派が訴訟の当事者となっている場合に限らず、様々な場面で、「三十人」／「多数派」を対立の枠組みとした形での内乱の過去の共有が図られたことが窺われる。

以上の考察から明らかなように、内乱後には、「『多数派』に対する距離」を共通の枠組みとして、訴訟当事者のあり方が議論された。そしてそれは、人々の間での内乱の過去の共有を促し、結果として、和解の実質化を推し進めたと考えることができよう。

(2) 内乱時における外国人の「多数派」に対する近しさ

それでは、上述のような、「『多数派』に対する距離」を共通の議論の枠組みとして語られた内乱の過去は、外国人にとっても共有しえたのであろうか。この問題を考える上で、メトイコスであるリュシ阿斯自身に関する二つの弁論の言説が非常に興味深い。

まずは、「三十人」政権下で没収されたリュシアスの財産をめぐる争いによって訴えられた際に、彼の友人である市民を代理として行われた弁論、『ヒッポテルセスに答えて』（前 403/2

(30) 註 13 を参照。

(31) Lys. 13, 14, 31. また『エルゴクレス告発』（前 388 年）は民主政復活後の公金横領でエルゴクレスを訴えた原告側の弁論であるが、この弁論では、彼の内乱時における行動を問題としているわけではないものの、「三十人」の爲した悪辣な行為が想起され、民主政下において彼らと同様に「多数派」に不正を爲した彼に怒りを向けるべきことが主張されている（Lys. 28.13）。

(32) Lys. 18, 24.

年以後)の一節を見てみよう。そこでは、没収された財産に関する規定について、次のようなことが語られている。

リュシアスが、あなたがたと共に亡命し、あなたがた「多数派」と共に戻ってきたとき、協定は、購入者は購入した物を保持し、一方で、帰還した亡命者は、売られていなかった物を取り戻すことを命じていた。〈以下略〉(Lys. Fr. 70.165.36-43)

この一節では、内乱の時期を通じて、リュシアスが「多数派」と行動を共にし、内乱を終息させたことが強調されており、先に明らかにしたのと同じように、内乱時における「『多数派』に対する距離」を尺度として、被告の立場を語ろうとする姿勢を読み取ることができる。

次に、リュシアス自身が演説した『「三十人」のメンバーだったエラトステネス告発』(前403-400年の間)には、それを更に強調した言説が見られる。彼は、エラトステネスの「多数派」に対する敵意について次のように主張している。

エラトステネスがあなたがた「多数派」の利益に反する行動をしたのは、これが初めてではない。「四百人」[政権]の時にも駐屯地で寡頭政を立てようとして、三段櫂船長でありながら[自分の]船を放棄し、イアトロクレスや他の名を挙げる必要もない人々と共にヘレスポントスから逃亡を企てた。〈中略—「三十人」僭主政の成り立ちについて述べて〉彼らは、誓いで結ばれた人々を統率する立場にあり、あなたがた「多数派」に敵対することを為そうとしていた。その中に、エラトステネス(被告)とクリティアスがいた。

(Lys. 12.42-53)

その後、ペイライエウス派の帰還に伴う市内派との内戦と、双方の間での和解について、次のように語っている。

私たちがペイライエウスへと帰還して、混乱(ペイライエウス派と市内派の戦い)が生じた後に、和解について話し合いがあり、私たちはどちらの側でも、双方が示したように、物事が相互的であるという大きな期待をもっていた。(Lys. 12.53)

このように、内乱時に「多数派」に悪事を為した存在としてエラトステネスを批判する一方で、それと対照する形で、「多数派」と共にあったというだけではなく、「われわれ」として、自らがその内側に組み込まれているかのような表現をしているのである。

これら二つの弁論の言説から、リュシアスは、自らを「多数派」に近い存在、更にはそれを構成する一員としてさえも提示していることが分かる。ただしこれらの認識は、第2章で言及したような、金銭、物資、傭兵団などを提供して内乱の終息に貢献したことに対する強い自負に基づいたリュシアス独特のものであって、市民には共感し得なかったと考えることもでき

るかもしれない。しかしながら、弁論は裁判人の市民を説得することを目的としている事実を踏まえるならば、ポリスの主体としての「多数派」とイコールと見なす極端な考え方は別としても、少なくとも、内乱の終息に貢献した外国人である彼を「多数派」に近い存在とする認識は、ある程度市民の共感を得られたと考えてもよいだろう。

実際に、これらのリュシアス自身に関わる弁論以外にも、内乱の終息に貢献した外国人が「多数派」に近い存在として認識されていたことを窺わせる事例を確認できる。例えば、第2章でも言及した、前403年における民主政復興に貢献した非常に多くの外国人や奴隷に市民権を一括付与せんとするトラシュプロスの第一決議の可決、その後の、前401/0年における第二決議の可決は、市民が彼らに共感を寄せていた証拠となる⁽³³⁾。

ただ第二決議に関しては、桜井が、エレウシスの統合やスパルタの覇権強化という、第一決議が可決された当時とは異なる文脈で理解するべきことを指摘する⁽³⁴⁾。確かにこの指摘は第二決議の意図を理解する上で重要であるが、時代状況の変化の問題は内乱後の20年間に渡る過去をめぐる議論全般に関しても言えることであろう。それゆえに、ここでは、長きにわたって『「多数派」に対する距離』を共通の議論の枠組みとした内乱の語りを通じて過去の共有が図られる過程で、第二決議により内乱終息に対する外国人の貢献が再び喚起されたこと、そして決議は碑文としてアクロポリスに設置されて、彼らの貢献が恒久的に記憶に留められるように配慮がなされた事実自体を重視したい。少なくともこの事実は、決議の直接の意図は別として、市民と外国人による内乱の過去の共有の試みの一端を示していることは間違いのないだろう。

実際に、第二決議の可決からしばらく後にも、内乱の終結に貢献した外国人を「多数派」に近い存在とする言説を見出すことができる。コリントス戦争（前395-386年）における戦死者の国葬のために書かれたリュシアスの弁論、『コリントス戦争の援軍として倒れた戦死への葬礼弁論』（前395-386年の間かその後）は、祖先たちの偉業を列挙する中で内乱に言及し、民主政復興に尽力した人々について次のように述べている。

彼ら（ペライエウス派）は、ペライエウスにおける戦いのゆえに、万人により羨まれている。その一方で、ここに眠る外国人も称賛に値する。彼らは「多数派」を救援し、我々の救いのために戦い、徳を祖国と考えて、あのように生を終わらせたのである。それに応じて、ポリスは彼らを悼み、国葬で弔い、彼らが恒久的に市民と同じ名誉を保持することを許したのである。（Lys. 2.66）

この一節からは、戦死者を対象とはしているものの、内乱からしばらくたった後でも、内乱の終息に貢献した外国人は、「多数派」と共にあり市民と同様の名誉を持つ存在として、内乱の記憶の内に強く留められていることが分かる。

(33) 第一決議における市民の外国人に対する共感については、桜井、前掲論文、1996年b、305頁を参照。

(34) 同上、306-307頁。

以上の点を踏まえるならば、リュシ阿斯自身に関する弁論に見られるような、民主政復興に寄与した外国人の「多数派」に対する近さは、市民によっても十分に共感でき、そうであるがゆえに、『多数派』に対する距離」を共通の枠組みとした議論を通じて構築された内乱の記憶は、外国人にも共有しえたと考えることができるのではないだろうか。アルキノスの手によってトラシュブロスの第一決議が破棄されて以来、血縁に基づく市民団の一体性の確保が図られていたとしても、他方で内乱の記憶は市民の独占物とはならなかったのである。勿論内乱の記憶の中心が市民であることは間違いないが、外国人もまたその記憶の内に組み込まれたのである。その意味で、和解の実質化には外国人にも関与の余地があったと言えよう。

4 新しいポリス成員像の模索

(1) 血縁理念の限界

前章での考察が示すように、「多数派」への距離に基づく訴訟当事者のあり方に対する問いを通じて、内乱の過去の共有が図られていた。それゆえに、こうした過去の共有は、新しいポリス成員像の模索と手を取り合う形で行われたと言⁽³⁵⁾ってよいだろう。以下では、この成員像の模索の実態について、詳しく検討することにした。

かかる観点から見た場合、内乱後のリュシアスの弁論の言説の中で興味深いのは、血縁理念のみに依存したポリス成員理解に対する限界が示されていることである。そもそも、前5世紀中葉に黄金時代を迎えたアテナイでは、他のポリスとは違って市民団が子々孫々同じ土地(アッティカ)に住み続けている「生え抜き」にして一体の集団であることが誇りとされ、それは、前451/0年、両親ともにアテナイ人である者に市民を限定したペリクレスの市民権法の成立に結実⁽³⁶⁾する。

更にこの血縁に基づく一体性は、アテナイ人のポリス成員としての性質をも決定しているかのようにさえ語られている。それについては、前431年に、ペロポネソス戦争における戦死者の国葬に際してペリクレスが行ったとされる葬礼演説の一節が参考になる。その中でペリクレスは、市民団が生え抜きの集団であると述べた上で(Thuc. 2.36.1-2)、アテナイ市民と他のポリスの市民の違いを次のように指摘している。

確かに我々は、同一の人間が最も勇敢であると同時に、企てについて徹底的に思慮をめぐらすという点でも、他の人々とは異なっている。〈中略〉また我々のみが利益の打算によらずに、むしろ自由への信頼に基づいて、恐れることなく人々を助けようとするのである。
(Thuc. 2.40.3-5)

(35) 栗原、前掲論文、66-68頁。

(36) この問題については、N. Loraux, *The Invention of Athens: The Funeral Oration in the Classical City*, A. Sheridan (trans.), Cambridge, 1993 (original, 1981) を参照。

このように、血縁を同じくするという想定が、市民としての正義にかなった行動の源だと見なされていたのである。⁽³⁷⁾

だが内乱の経験は、かかる考え方に歪みをもたらしたようである。そのことは、フィロンという市民の評議員としての資格に異議を唱えた原告側の弁論、『フィロンの資格審査に関する反対弁論』（前 398 年かその前後）から窺える。この弁論では、フィロンが「三十人」政権に抵抗をすることなく国外逃亡を選択したことが評議員に不適當な理由として挙げられており、原告は、彼のこの行動を踏まえて、市民の資質について次のように述べている。

我々に関して正しく決議できるのは、市民であることに加え、それを心掛ける者の他にはいない。〈中略〉生まれの点で市民でありながら、どの土地であれ、生活に必要な物がある所が自分の祖国であるという考えに従う者は、ポリスではなく財を祖国と考え、ポリスの公共善を自分の個人的な利のために切り捨てることは明確だ。(Lys. 31.5-6)

市民であろうと心がける者こそが政治に参与するポリスの主体として相応しいという言葉からは、フィロンのように生まれの点で市民であっても、個の利益を優先する者は悪しき市民であり、公職者として不適格であると見なされていること、要するに血縁はポリス成員を定義する上で絶対的な価値を持ちえなくなっていたことが分かる。⁽³⁸⁾

血縁を同じくするというところに誇りを持っていた市民ではあったが、内乱時には、「三十人」政権のメンバーとして同じ市民にさえ横暴な振る舞いをした者、彼らに協力した者、市内に留まって状況を静観した者、彼らに直接反抗した者、亡命の道を選んだ者と、各々がとった行動は様々であった。こうした内乱の経験は、血縁原理のみがポリスの秩序を支えているかのような考えを抱くことには限界があることを市民にはっきりと自覚させ、彼らを新たなポリス成員像の模索へと促したのである。

(2)「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」

それでは、このように血縁理念の限界が語られるようになる中で、ポリスの秩序は何に求められたのであろうか。それを理解するための手掛かりとなるのが、内乱後の弁論に度々登場する、「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別である。⁽³⁹⁾リュシアスの弁論では、内乱後の約 20 年の間継続的に、「秩序正しさ」(*kosmion*) への言及が 19 例、「何でも欲するこ

(37) 同様な言説は、ペロポネソス戦争終結前の史料としては、Eur. *Ion* 29, 589, 737; fr. 360.8 に確認される。またそれ以後の史料であるが、プラトン『メネクセノス』では、ペリクレスの後妻アスパシアが述べたという形をとる演説の中で、血縁を同じくすることが民主政の源であったとも述べている (Plat. *Menex.* 8)。

(38) こうした悪しき市民をめぐる言説については、M. R. Christ, *The Bad Citizen in Classical Athens*, Cambridge, 2006 を参照。

(39) この問題に関しては、R. Seager, 'Lysias against the Corndealers,' *Historia* 15-2, 1966, p. 179 を参照。

とを為すこと」(*poiein ho ti bouleitai*) への言及が17例確認できる(53頁の表を参照)⁽⁴⁰⁾。そして、この区別に基づいて訴訟当事者のポリス成員としての質を問う方法は、前章の「多数派」概念の用法に見られるのと同様、被告、原告双方により共通して用いられている。

まずは、「秩序正しさ」の使われ方について確認したい。内乱後のリュシアスの弁論で「秩序正しさ」には、法・慣習を遵守して横暴な振る舞いをしないこと、そして特に、その上でポリス成員としての義務を果たすことが求められる。その一例として、『評議会において資格審査を受けるマンティテオスの弁明』(前394-388年の間)の一節を取り上げる。「三十人」政権時に騎兵登録をされていたとして、評議員の資格に異議を唱えられた被告マンティテオスは、自らがコリントス戦争において積極的に敵と戦い市民としての義務を果たしたと主張した上で、市民の識別方法について次のように語っている。

熱心で、秩序正しく、ポリス成員としての役割をはたそうとする者を、このようなこと(軍務を積極的に果たしたこと)から判断すべきで、たとえ誰かが長髪にしている、そのことゆえに嫌うべきではない。(Lys. 16.18)

このように、見た目が整っていることではなく、何よりも成員として義務を全うする「秩序正しい者」こそがポリスに相応しい存在であると主張し、この基準を踏まえて、自らが評議員として適切であることを強調している⁽⁴²⁾のである。

同様な表現は、内乱直後にイソクラテスにより書かれた『カリマコスを駁す』(前402-401年の間)にも見られる。「三十人」政権崩壊直後のトラブルをめぐって不法な提訴をされたとして、カリマコスを逆提訴した原告は、自分は「三十人」政権に協力して他の市民の財産を横領するなどの横暴な行為をしていないとして、次のように裁判人に問いかけている。

一体諸君は、「三十人」[政権]の下で秩序正しくあった者がわざわざ、以前に罪を犯した者も後悔する時(「三十人」政権の崩壊の時)が来るまで待って、不正を働くということがあると思うだろうか。(Isoc. 18.18)

その後で彼は、自分が民主政の真の味方である根拠として、いかなる困難な時にも私財を投じて公共奉仕の義務を全うしようとした点を挙げており(Isoc. 18.58-61)、政権下で「秩序正しく」

(40) 前者への言及は、Lys. 1.27; 3.4, 6, 45; 7.42; 12.20; 14.12, 13, 21, 29, 41; 15.9; 16.18,19; 19.16; 21.19; 22.19; 26.3; 27.7、後者への言及は、Lys. 1.6, 9, 49; 3.5; 6.32; 7.2; 10.3; 12.85; 14.11; 15.3; 21.7; 22.4, 5, 20; 25.32, 33; 30.35 に確認される。

(41) Lys. 1.20.

(42) 法・慣習の遵守及び、ポリス成員としての義務の履行との関連で、「秩序正しさ」という表現が登場する事例は他に、Lys. 3.45; 7.41; 12.20; 14.21, 29; 15.9; 22.19; 26.3 に確認される。なお紙面の関係上詳しく論じることはできないが、法・慣習の遵守を「秩序正しさ」の基準とする理解には、この時期に、内乱の経験を踏まえて、制度上民会決議に対する法の優位性一すなわち、法の支配一が確立したことが大きく関係している。これについては、Ostwald, *op. cit.* を参照。

横暴な振る舞いをしなかったことと合わせ、義務の履行という尺度を用いて自らのポリス成員としての相応しさを証明しようとしたことが分かる。⁽⁴³⁾

これに対して、「何でも欲することを為すこと」という表現は、リュシアスの弁論では、内乱時の「三十人」の行為と結び付けられて、不正な行為と認識される。例えば『「三十人」のメンバーだったエラステネス告発』の一節で、リュシアスは、「三十人」の一派が法廷に来ている理由について次のように指摘している。

もし諸君が最大の悪事の責任者達を一度は捕らえながら放免するなら、既に行われたことに、更には、今後も自らが欲することは何でも為せるという、十分な免責が自身にはあることになろうと考えて彼らは来たのである。(Lys. 12.85)

ここでは、「何でも欲することを為すこと」が内乱時における「三十人」の横暴さを象徴する表現として登場し、こうした振る舞いはポリスの秩序を再び乱しかねないという懸念が表明されているのである。

それゆえに、誰であれ「三十人」同様に振る舞う者は、ポリスに害を為す存在として強く非難されることになる。『民主政破壊に対する弁明』において、被告である話者は、自らはポリスのために公共奉仕などの義務を忠実に果たしていたとした上で、内乱終息後に旧市内派であったという理由で自分を公職に不適格と訴えた人々の「何でも欲することを為す」横暴な行為は「三十人」のものと同様であると断じて、次のように述べている。

しかも驚きに値するのは、この連中ではなく、諸君である。諸君は現在は民主政と考えているが、実際に生じているのは、何であれこの連中の欲することであり、そして罰を受けるのはあなたがた「多数派」に害を為す者ではなく、自らの財を守ろうとする者たちである。(Lys. 25.32)

続けて、原告は自ら欲することを為すためには、寡頭政さえ受け入れるだろうとして (Lys. 25.32-33)、ポリス成員の義務を履行する自分と対比して、彼らこそが民主政に似つかわしくない存在であると非難している。

このように、内乱後には、「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別に基づいて、ポリス成員としてのあり方が問われていた。内乱時における人々の行動を想起しつつ、特に「三十人」を象徴として、彼らのように振る舞ってポリスに不正を為す者が「何でも欲することを為す者」と見なされ、それと対照させる形で、法・慣習を遵守し義務を果たす者

(43) これに対して被告は、自らを民衆派と称してはいるが、実際には、兵役の義務を果たすこともなく、また「三十人」政権に参加することを熱望するような不正な人物として非難されている (Isoc. 18.47-54)。なおこの弁論の他、イソクラテスの手によって書かれた弁論では、『ロキテスを駁す』(前 400-396 年の間)に、「秩序正しさ」をポリスの秩序の基盤と見なす認識が登場する (Isoc. 20.18)。

が「秩序正しい者」として、ポリス成員に相応しい者と認識されたのである。ここに内乱後における新しいポリス成員像の模索の一端を窺うことができよう。

同様な区別は、内乱終息からしばらく経った前4世紀中葉に書かれたイソクラテスの弁論や、同時期に活躍したデモステネスの弁論⁽⁴⁴⁾などにも登場する。ここではその一例として、前4世紀中葉に民会で行われた顕彰決議を見てみたい。決議を記した碑文では、前403/2年に父親エウクレスが内乱の終結に貢献したのを踏まえて伝令の役職などを与えられた顕彰決議がまず提示された上で、それに続き、息子のフィロクレスに関する次のような決議が刻まれている。

〈前略〉評議会と民会によって決議された。レオンティス族が当番評議会。オイノエ区の...が書記。エウ...が議長を務めた。メラノポスが提案した。評議会によって決議されるように。フィロクレスの父(エウクレス)はアテナイの民衆に、また民主政の復興によって良き者であったので、評議会によって、任に就いている幹事役が第一民会へとフィロクレスとエウクレスについて評決に付すことが決議されるように。また評議会と任に就いている当番評議員には、〔フィロクレスは〕有用で秩序正しい者と思われるので、評議会の意見を民会へと持って行くように。評議会には、アテナイの民衆にとって良き者であった父に対してそうであったように、フィロクレスに対して伝令の役職があるのが良いと思われる。(IG II² 145.10-25)

父親の内乱終結に対する貢献が想起されていることも興味深い。この決議でとりわけ重要なのは、「秩序正しさ」が一つの徳目として提示され、それに基づいてフィロクレスがポリスの要職就任に適任であると見なされている事実である。要するに、内乱から半世紀近く経た後も、内乱後の約20年間と同様に、ポリス成員としての相応しさが「秩序正しさ」によって判断されているのである。

すでに述べたとおり、内乱後すぐに、ペリクレスの市民権法の再制定により、血縁に基づく市民団の一体性の確保が図られた。その点で、血縁理念が再び重要性を持ったことは間違いない。しかしながら、それと同時並行して、内乱後約20年間に渡り、血縁理念に依存しない別の形の、「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別を一つの基準とした新しいポリス成員像の模索がなされたのである。そしてそれは、その後もポリスの秩序を考える上での指標として重要性を持ち続けたと考えることができよう。

(3) 「秩序正しい者」としての良き外国人

それでは外国人は、内乱後におけるこのような新しいポリス成員像の模索に関与したのだろうか。市民と同様に、「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別によって人となり判断されるようなことはあったのだろうか。

(44) Isoc. 8.102; 15.144; Dem. 21.170; 23.27, 32, 201, 216; 42.9; 51.15.

実際に、内乱後のリュシアスの弁論から、僅かであるがそうした事例を二つ確認することができる。まず『「三十人」のメンバーだったエラトステネス告発』において、彼は、「三十人」政権時に、エラトステネスが自分の兄を逮捕してあらゆる財産を没収するなど、欲望の赴くままに行動をしたことに言及した上で、自らのポリスへの貢献について次のように主張している。

一方では、多額の臨時財産税を納め、己を秩序正しい者として示し、命じられたことを何でも行い、誰も敵としたこともなく、アテナイ人多数を敵の下から〔身代金を払って〕解放した。メトイコスでありながら市民である彼ら（「三十人」）とは全く逆の生き方をしていた我々を、彼らはあれほどの仕打ちに値する者と考えたのである。（Lys. 12.20）

ここからは、外国人であっても、良きメトイコスとしてポリスの義務を果たす「秩序正しい」自分こそがその成員として相応しく、「何でも欲することを為す者」たる「三十人」は悪しき市民であり、ポリス成員として不適格であるとの考えが窺えよう。勿論メトイコスであるリュシアスの発言である点に一定の配慮が必要かもしれない。だが前章でも述べたように弁論は裁判人の市民を説得することを目的としており、また彼が実際に民主政復興に貢献した事実を踏まえるならば、「秩序正しい者」というリュシアスの自己認識は、十分に市民の共感を得ることができたと思われる。

次に、外国人を想定していると考えられる用例が、『穀物商人告発』（前 386 年）に確認される。これは穀物取引に関して不正を働いた穀物商人（メトイコス）を訴えた弁論であるが、その中で、原告は、不正取引をした穀物商人に対する判決がもたらす効果について次のように語っている。

裁判人の方々、全ての者にとって次のことは明らかだと思う。この者達に関する裁判は、ポリスの住民全てに共通の事柄である。それゆえに、彼ら（被告）についてどのような判断をあなたがたが下すのかを、彼らは知ろうとするだろう。もしこの者達に死刑を下すならば、残りの者たちはより秩序正しい者となるであろうし、放免にするならば、彼ら（被告）に、自らが欲することは何でもなすことに対する十分な免責を与えることになってしまうであろう、と考えて。（Lys. 22.19）

ここでは、この案件はポリス全体に共有されるべき問題と位置づけられ、外国人を含む住民の全体が、「秩序正しく」ポリス成員として相応しくあり、穀物商人のように「何でも欲することを為すこと」でポリスの秩序を乱さないように、判決が下されることが期待されている。⁽⁴⁵⁾要するに、住民としてポリスの秩序を担う存在と外国人が位置づけられ、彼らもまた市民と同

(45) 訴訟を市民だけではなく、住民全体の問題とする考えは、聖財横領の廉で訴えられた被告（メトイコス）の弁論、『カリアスの聖財横領事件に関する弁明』（製作年代不明）にも見られる（Lys. 5.5）。

様に、ポリスを構成する成員として「秩序正しい者」であることが求められていると考えることができよう。

なおベイクウェルは、この弁論の他の個所の被告に対する問いに登場する「何でも欲することを為す者」の事例 (Lys. 22.5) に言及して、これは「欲するままに行動してポリスを乱しかねない存在」という、メトイコスに対する伝統的なマイナスのイメージを前提としており、それゆえ、市民の側での新たな成員像の模索とは関係のない、メトイコスを対象とした独自の用法と判断している。だが、上述の19節における用例を見る限り、この弁論では、メトイコスを含む住民全体に焦点が当てられており、ベイクウェルが指摘するような市民と外国人の間の区別立てはさほど重要な意味を持っていないことは明らかである。

このように、内乱直後だけではなく、それから10年以上経った後も、市民同様に外国人もまた、新しいポリス成員像が模索される中で提示された「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という枠組みで、その人となりが問われていた。そして、「三十人」のように「何でも欲することを為す者」たる悪しき市民とは対照的に、リュシアスのようにポリスのために義務を履行する者は、その成員として相応しい「秩序正しい者」と認識されることもあったのである。

このことは、前4世紀中葉にエレウシス区で行われた外国人顕彰からも窺える。前359年、エレウシス区に居住するメトイコスであるダマシアスの区への貢献に報いるために、次のような決議がなされた。

カリクラテスの子カリマコスが提案した。テバイ人ディオニュシオスの子ダマシアスは、エレウシスに住んで秩序正しくあり続け、また彼とその弟子は区の全住民に対して博愛であり、エレウシス区民がディオニュシア祭を開催した際に熱心で、ディオニュシア祭が最良となるように神々、アテナイおよびエレウシス区の民衆に名誉心 (*philotimia*) を示し、自費で二つの合唱隊——一つは子供の、もう一つはデメテル、コレー、ディオニュソスのための成人のもの——を準備したので、エレウシス区民によって決議されるように。思慮と神に対する敬虔さのゆえに、テバイ人ディオニュソスの子ダマシアスを讃えて、彼に1000ドラクマの金冠で授冠するように。〈以下略〉 (IG II² 1186.1-18)

ディオニュシア祭の準備に協力したことに代表される区への長年の奉仕に対し、前節で取り上げた市民フィロクレスの場合と同様に、「秩序正しさ」を徳目として、良きメトイコスたるダマシアスは顕彰を受けている。つまり「秩序正しさ」によって、ダマシアスは顕彰を受けるに相応しい存在と判断されているのである。

以上の点を踏まえるならば、内乱後に、血縁理念とは依存しない、「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別を一つの基準にした新しいポリス成員像の模索には外国

(46) Bakewell, op. cit., pp. 13-14; cf. D. Whitehead, *The ideology of the Athenian Metec*, Cambridge, 1977, p. 37.

人も少なからず関与して、その成員像を市民と共有しており、かかる状況は前4世紀中葉になっても存続したと考えることができるのではないだろうか。内乱後に提示された成員像は、決して市民のみが対象となっていたわけではない。確かに、アルキノスの訴えでトラシュブロスの第一決議が破棄された以降の一連の決議は、市民権をめぐる市民団の一体性や閉鎖性を強調した。だがその一方で、内乱後の秩序においては、市民のみならず、ポリスのために貢献する良き外国人もまた、「秩序正しい者」としてその内に包摂されえたのである。その意味で、桜井がトラシュブロスの第一決議に見出し、そしてその後まもなく失われたとするポリスの新たな可能性は、市民権の問題を別とすれば、決して完全には閉ざされていなかったとすることができるのではないだろうか。

5 おわりに

これまで、外国人の関与の観点から、前5世紀末における内乱後の和解のプロセスについて考察を進めてきた。その結果として、以下のことが明らかとなった。

まず、内乱後の弁論では、『『多数派』への近さ』が訴訟当事者共通の議論の枠組みとなって、人々が共有しうるような内乱の過去の構築を促し、また「秩序正しい者」／「何でも欲することを為す者」という区別を一つの基準として、血縁理念には依存しない形での新しい成員像の模索がなされていた。こうした内乱の過去の創造や、新しい成員像の模索が和解の実質化をもたらしたのである。次に、外国人も、これらのプロセスに少なからず関与すると同時に、それによって構築された過去や成員像を市民と共有した。とりわけ新しい成員像は、内乱後に一時的な役割を演じたのではなく、前4世紀中葉に至るまでポリスの秩序に対する考え方に影響を与え続けていた。

このように、内乱後の和解は市民だけの問題として捉えられていなかったのである。確かに、ペリクレスの市民権法再制定に象徴されるように、内乱後に血縁による市民団の一体性の確保が図られていた。だが、そのみが和解の実質化をもたらしたわけではなかった。外国人の存在を完全に無視するのではなく、アテナイ社会にとって不可欠な存在である彼らが内乱の終息に果たした役割を一定程度認める形で、和解の実質化が図られたと考えてよいだろう。

こうした内乱後の和解への外国人の関わりは、従来想定されているよりも密接な、彼らのアテナイ社会への関与のあり方の一端を示しているように思われる。以前に著者は、前5世紀最終四半世紀には、血縁の理念が依然として重要な意味を持つ一方で、とりわけアテナイに居住するメトイコス⁽⁴⁷⁾をポリスの内輪の者たる「住民 (*astos*)」とする認識が登場するようになったこと、その背景には、市民と彼らの結びつ日常的な共同関係や、ペロポネソス戦争やその直後に彼らが果たした役割があったことを明らかにした。内乱における「三十人」のように「何でも欲することを為すこと」によってポリスの秩序を乱す悪しき市民の存在は、「秩序正しい」

(47) 前掲拙稿。

外国人の民主政復興への貢献という事実と相まって、血縁理念を超える形をとるこうした認識を、人々に更に強く抱かしめたと考えることができよう。

かかる状況は、本稿でも示唆したように、内乱後における新しいポリス像の模索を経て前4世紀中葉以降も持続する。この問題の詳細については別途考察する必要があるが、前4世紀中葉以降には、市民と外国人の結婚の禁止などを通じて市民団の閉鎖性が強調される一方で、外国人に関しては、「名誉心」のような市民と共通する徳目を用いた頻繁な顕彰、またそれに伴う市民権や土地所有権の付与によって、彼らの内で有用な者を社会の中に取り込もうとする傾向は、それ以前にも増して強くなる⁽⁴⁹⁾。

このように、市民は、時代状況に応じて、一方で閉鎖性を維持しつつも、他方で外国人を完全に排除するのではなく社会の内側に包摂しようとしていた。こうした柔軟性もまた、アテナイ、延いてはポリス社会の一面として捉える必要があろう。内乱後の和解への外国人の関与のあり方は、かかる一面を垣間見せてくれるのである。

(48) [Dem.] 59.16.

(49) 徳目に関しては、C. Veligianni-Terzi, *Wertbegriffe in den attischen Ehrendekreten der Klassischen Zeit*, Stuttgart, 1997; D. T. Engen, *Honor and Profit: Athenian Trade Policy and Society of Greece, 415-307 B.C.E.*, Michigan, 2010, pp. 119-139 を、市民権に関しては M. J. Osborne, *Naturalization in Athens*, 4 vols, Brussels, 1981-1983 を、土地所有権に関しては J. Pecirka, *The Formula for the Grant of Enktesis in Attic Inscriptions*, Praha, 1966 を参照。

制作年代(紀元前)	名称〔弁論番号〕(備考)	内乱の過去	多数派	秩序正しさ	欲することを何でも為す
403年	アテナイの父祖の国制を破壊すべきではないこと[34](民会弁論)	○	1例		
403-400年	「三十人」のメンバー・エラステネス告発[12](原告弁論:原告はメトイコス)	○	6例	1例	1例
403/2年より後	収捕罪に問われた某市民の弁明[21](被告弁論)			1例	1例
403/2年より後	身体障害者給付金差止めへの提訴に答えて[24](被告弁論)	○	1例		
403/2年より後	ヒッポテルセスに答えて(fr. 70)(被告弁論:被告はメトイコス)	○	1例		
400年前後	民主政破壊に関する弁明[25](被告弁論)	○	5例		2例
399年前後?	エラステネス殺害に関する弁明[1](被告弁論)			1例	3例
399年	アンドキデスの流刑行為告発[6](原告弁論)	○			1例
399年	アゴラステス告発[13](原告弁論:被告はメトイコス)	○	10例		
399年	ニコマコス弾劾[30](原告弁論)	○	3例		1例
398年かその前後	フィロンの資格審査への反対弁論[31](原告弁論)	○	3例		
390年代前半	ニキアスの兄弟の財産の没収について[18](被告弁論)	○	10例		
395年頃	聖オリーブ樹の木株に関する弁明[7](被告弁論)			1例	1例
395-394年	アルキピアデスの戦列離脱告発[14](原告弁論)	○	2例		1例
395-394年	アルキピアデスの兵役忌避告発[15](原告弁論:14の補足)			5例	1例
395-386年?	兵役被登録者のために[9](被告弁論)		2例		
395-386年	エビクラテスとその同行使節団告発[27](原告弁論)		1例	1例	
395-386年かその後	コリントス戦争の援軍として斃れた戦士への葬礼弁論[2]	○	1例		
394年以後	シモンに答える弁明[3](被告弁論)			3例	1例
394-388年	資格審査を受けるマンティエオスの弁明[16](被告弁論)	○	1例	2例	
388年	エルゴクレス告発[28](原告弁論)	○	2例		
388年	フィロクラテス告発[29](原告弁論)	○			
387-386年	アリストファネスの財産について[19](被告弁論)		1例	1例	
386年	穀物商人告発[22](原告弁論:被告はメトイコス)		1例	1例	3例
384/3年	テオムネストス告訴 その1[10](原告弁論)	○	1例		1例
384/3年より後	テオムネストス告訴 その2[11](原告弁論:[10]の要約)	○			
382年	エウアンドロスの資格審査に関して[26](原告弁論)	○	4例	1例	
合計		18弁論	55例	19例	17例

表：内乱後のリュシアス弁論に見られる特徴

※制作年代と名称は、断片『ヒッポテルセスに答えて』を除き、リュシアス『弁論集』(細井敦子他訳、京都大学学術出版会、2001年)に準拠。